

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例議案〈概要〉

1 改正内容

保育所に配置しなければならない保育士の数の算定にあたり、当該保育所に勤務する保健師又は看護師（以下、看護師等という。）を、1人に限って保育士とみなすことができる保育所の要件を、「乳児6人以上を入所させる保育所」から「乳児4人以上を入所させる保育所」に改正する。

2 改正理由

「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）」（以下、省令という。）が一部改正（平成26年2月14日公布・施行）されたことを考慮し、改正をしようとするもの。

（1）省令改正

構造改革特別区域において実施された「乳児4人以上」とする特例措置を全国展開するために行われたもの。

（2）構造改革特別区域での実施結果

①特別区域

佐賀県、長崎県、新潟県柏崎市、島根県松江市

②特例が設けられた背景

保育所における乳児の受入が増える中、体調が急変しやすい乳児に対して、迅速で適切な対応を可能とする看護師等の配置を促進することが求められている。

③実施評価

○改善があった8割強、改善がなかった2割弱

- ・ケガや体調不良への迅速・的確な対応
- ・保育士の専門的知識の向上
- ・保護者の安心感が高まる

○特に弊害がなかった9割程度、何らかの弊害があった1割程度

- ・看護師等の保育業務についての知識不足や保育指導が十分にできないこと
- ・職種が異なることに伴うコミュニケーションの困難
- ・保育士との意見の食い違いがあった

（対応）

- ・職員会議等での話し合いによる共通理解の形成
- ・他の保育士と一緒に保育業務を担当
- ・保育学習への参加

(3) 本県の保育所における看護師等の配置状況（高知市を除く 172 施設）

平成 26 年 4 月 1 日

乳児入所 80 施設

うち 6 人以上入所 19 施設（看護師等配置 13 施設、みなし保育士適用 7 施設）

4 人以上入所 31 施設（看護師等配置 15 施設）

(4) 条例の一部改正

看護師等を保育士 1 人とみなすことのできる乳児の入所数を 6 人から 4 人へと改正することにより、乳児の数がより少人数の場合でも、看護師等の配置を行いやすくなることから、安全で安心な保育の体制を確保することが可能となる。

乳児の入所数が増加している本県において、入所児童に対するメリットが大きくなると判断されることから、条例の一部改正が適当であると考えます。

3 施行日

公布の日から施行